

鳥取縣公報

規則

昭和二十五年八月二十五日

第二千百三十七号 金曜日

本書ノ大キサ
規格A五判

第五條中「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 規則第二十一條の規定による変更届出及び同

様第二項の規定による施設変更承認願はそれぞれ別

記様式第七号、第八号とする。

第六條を次のように改める。

第六條 規則第二十一條の規定による変更届出及び同

上欄の事項につき同表下欄の規定による採点の結果

九十一點に達しない場合はこれを行はない。

第四條中「様式第一号乃至第三号」を「様式第一号乃至

第四号」に改める。

食品衛生法施行細則中一部改正規則

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二 法第二十一條第一項の規定による許可に

ついては規則第十九條の二に規定する別表第二の二

上欄の事項につき同表下欄の規定による採点の結果

九十一點に達しない場合はこれを行はない。

第四條中「様式第一号乃至第三号」を「様式第一号乃至

第四号」に改める。

() 営業許可申請書

一、住所 氏名

生年月日

年 月 日

右 氏

名 ()

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住所
所氏名、定款の寫)

二、営業所所在地

三、営業所の名称、屋号又は商号

四、営業の種類

五、営業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす図面

六、営業所の構造設備及びこれに使用する材料、装置
を細部にわたつて記載した仕様書並びに営業用家屋
の平面図、立体図(縮尺二十分の一乃至百五十分の一)

七、使用水(原料水、雑用水)が上水道水の場合はそ
の旨、その他の場合はその種別、採水場所、採水方
法並びに水質試験成績書八、営業を致したいので食品衛生法第二
十一条による許可をお願いします。

鳥取縣知事 殿

右 氏

名 ()

(註)食肉販売業、冰雪の販売業については仕入先を記
入のこと。

様式第二号(菓子製造業、氷菓子製造業、乳製品又は
その類似品の製造業、飲用牛乳類似品の製造業、
ヘム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品
の製造業、魚肉ねり製品製造業、清涼飲料水又は
保存飲料水の製造業、冰雪の採取業及び製造業
つくだ煮製造業、かん詰又はびん詰食品の製造業)

() 営業許可申請書

一、住所 氏名

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住
所氏名定款の寫)

二、営業所所在地

三、営業所の名称、屋号又は商号

四、営業の種類

五、営業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす図面

六、営業所の構造設備及びこれに使用する材料、装置
を細部にわたつて記載した仕様書並びに営業用家屋
の平面図、立体図(縮尺二十分の一乃至百五十分の一)

一、住所 氏名

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住
所氏名定款の寫)

二、営業所所在地

三、営業所の名称、屋号又は商号

八、原料品名及びその配合分量、製造又は加工方法
九、製品の容器又は包装の種類及びこれに貼付する票
紙の見本

十、使用水(原料水、雑用水)が上水道水の場合はそ
の旨、その他の場合はその種別、採水場所、採水方
法並びに水質試験成績書(鑛泉の場合はその分析表)

右の通り()営業を致したいので食品衛生法第一
十一条による許可をお願いします。

年 月 日

01071

右の通り()營業を致したいので食品衛生法第一
十一條による許可をお願いします。

年 月 日

鳥取縣知事 殿
右 氏 名 ㊞

様式第四号(魚介類市場營業、魚介類冷凍業)
()營業許可申請書

一、住所 氏名

生年月日

鳥取縣知事 殿
(註)魚介類冷凍業については「魚介類の冷凍方法」を記入のこと。

(法人の場合はその名称所在地及び代表者の住所
氏名、定款の寫)

二、營業所所在地

三、營業所の名称屋号又は商号

四、營業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす図面

五、營業所の構造設備及びこれに使用する材料装置を
細部にわたつて記載した仕様書並びに營業用家屋の
平面図、立体図(縮尺二十分の一乃至百五十分の一)

六、魚介類の集荷先及び集荷方法

樣式第五号

一、住所 殿
右 氏 名 ㊞

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住
所氏名)

二、營業所所在地

七、一回の取扱可能数量
八、使用水が上水道水の場合はその旨、その他の場合
はその種別、採水場所、採水方法並びに水質試験成
績書

右の通り()營業を致したいので食品衛生法第二
十一條による許可をお願いします。

年 月 日

鳥取縣知事 殿
右 氏 名 ㊞

右の通り()營業を致したいので食品衛生法第二
十一條による許可をお願いします。

樣式第六号

一、住所 殿
右 氏 名 ㊞

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住
所氏名、定款の寫)

二、營業所所在地

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、營業の種類

五、許可番号

六、許可年月日

七、理由

右の通り()營業許可証を亡失したので食品衛生
法施行細則第五條の二による再交付をお願いします。

定によりお届けします。

年 月 日

鳥取縣知事

右 氏 名 ㊞

右 氏 名 ㊞

樣式第七号

一、住所 殿
右 氏 名 ㊞

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住
所氏名、定款の寫)

二、營業所所在地

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、營業の種類

五、許可番号

01073

六、変更事項

七、理由

右の通り変更したので食品衛生法施行規則第二十一條
第一項の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名 (印)

鳥取縣知事 殿

様式第八号 施設変更承認願

氏名

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住

所氏名)

二、営業所所在地

三、営業所の名称、屋号又は商号

四、営業の種類

五、許可番号

六、変更しようとする営業所の構造設備及びこれに使

別表

食品衛生法施行細則第三條の規定による營

業施設基準

飲食店営業及び喫茶店営業

(建物の構造)

一、店舗は、屎尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じん
あい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但
しその対策のあるものはこの限りでない。調理場及び
客席は適当な区画を設けそれぞれ業務能力に応じて充

分な廣さとし、これらは家族從業者の居住する室と区
画すること。客席を必要としない営業においてはこれ
を省くことができる。

二、調理場の壁、天井はじんあいのたまらないよう平
滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、
コンクリートでつくりられ、又は緊密な板張りとし床は
平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよ
うに補修されていること。但しすべり止めのための裝
置はこの限りでない。調理場及び客席は換気がよく殊
に火を用いる所や油蒸氣の発散するような所には通風
裝置を設けること。

調理場及び客席は自然光線を充分とり入れるような構
造とし止むを得ない場合及び夜間における照明は少く
とも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、調理場の窓その他開放する箇所は金網張等そ族、こ
ん虫の侵入を防ぐ裝置をすること。又下水溝にはふた
をすること。調理場の天井、側壁、床等はすべて完全

に隙間がなくつくれられ、破損箇所は常に完全に補修さ
れていること。そ族、こん虫等から完全に防ぎよされ
た食品保存容器をそなえること。

四、店舗の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し、
排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。店舗の
附近に雨水、汚水等のたまりができるないように適當な
排水設備があること。

五、調理室には從業者の流水式手洗設備を設け石けんを
そなえること。

又調理用の便利な洗じょう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、取扱数量に応じて充分な大きさと数の調理器具及び
供食器具をそなえること。そのまゝ食用に供する食品
の取扱器具は一般用と区別すること。

冷蔵庫を必ずそなえること。(但し喫茶店営業につ
て必要と認めないものはこれを省くことができる)

七、冷蔵庫、かまど、流し場、調理台、食品保存容器等
移動しにくい器具の配列は食品取扱上便利な位置にあ

り、清掃、洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。客に供食するための食器類は煮沸又は蒸氣殺菌の可能なものであること。

九、食品取扱器具はよく修理が行き届いて、さび、割れ目、破損等がないこと。又よく掃除され且つ完全に使用可能な状態に保存すること。

十、食器具類や調理用器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

十一、冷蔵庫にはその冷蔵温度を測り得る温度計を装置すること。

(給水及び汚物処理)

十二、用水は殺菌処理の行なれた水道水か又は保健所その他他の公立衛生試験機関で飲用適と認められた水であり豊富に供給されていること。

水道水以外の水を用いる場合、その水源（井戸、その他）は廐所、污水だめ、動物飼育場等の不潔な場所か

ら相当の距離にあり閉鎖式で外部より汚染されるおそれのないこと。又六箇月に一回以上の水質試験を受け飲用適と判定されていること。

十三、ちゅうかいは有がい不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないよう処理すること。屋外じんあい箱は有がいとし且つ汚水の流出しない構造で殺虫操作その他的方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上、調理場又は客室から二米以上的位置にあり（但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない）そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の出入しないよう不用時はふたをすること。便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。客用の便所も右に準ずる。適當な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十八、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできものある者は食品を取扱う業務にたゞさわらないこと。

十九、調理に從事する者は頭おおい及び白衣を着用すること。又調理室においては専用の履物を使用すること。

二十、食品の取扱いに從事する者は常に爪を短く切つておき、身体を清潔にし用便の後及び外部から入つたときは必ず石けんでよく手を洗うこと。

手又は食品を取扱う器具を身体の各部に觸れないこと。作業中は、たん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

多少でも下痢性疾患のある者は直接食品に接觸しないこと。

菓子製造業（パン製造業を含む）
(建物の構造)

一、製造場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

製造室、原料置場、製品置場、更衣室、燃料置場等は

01076

01075

十四、食品を取扱う場所の構内、客室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ營業時間中衛生的に保持しておくこと。食品を取扱う室内にはそ族、こん虫がないこと。

十五、食品取扱に使用する器具及び容器の類はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い特に食品に直接接觸する面は使用前に入念に清潔にし且つ營業時間中衛生的に保持しておくこと。食品に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯、蒸氣又は衛生的に無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六、食品の取扱は常に衛生的でありその保存においては有効な保存用具を設け活用すること。特にそ族、こん虫、じんあいにより汚されることを防ぐこと。

十七、調理した食品又は生食用の魚介類は直ちに供与する場合の外は冷蔵庫に保存すること。冷蔵庫の温度は常に攝氏十度以下であること。

(食品の取扱者)

それぞれ製造能力に応じて充分な廣さとし且つ適當な区画をすること。

二、製造室の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。床及び床面から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦・コンクリートでつくられ、又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう補修されていること。但しそれ止めのための装置はこの限りでない。製造室は換氣がよく殊に火を用いる所や油蒸氣の発散する所には通風装置をつけること。製造室は自然光線を充分とり入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、製造室の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。又下水溝にはふたをする。製造室の天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくられ破損箇所は常に完全に補修されていること。そ族、こん虫等から完全に防ぎよされた

四、製造場の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。

五、製造室には從業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。又製造用の便利な洗じよう設備を設けに適当な排水設備があること。

六、製造能力に応じた大きさと数の原料及び製品の取扱器具と配合及び製造用器具をそなえること。

七、かまど、配合台、原料及び製品の貯藏容器等移動しにくい器具の配列は食品の取扱上便利な位置にあり清掃洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。

九、飲食店營業に準ずる。

十、食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管出来る

架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

十一、食品を加熱し冷却し又は貯藏するための設備については必要に応じ温度及び圧力を正確に調節する装置が設けられ且つ常に使用可能の状態に保持されていること。

(給水及び汚物処理)

一二、飲食店營業に準ずる。

十三、ちゅうかいは有がない不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないように処理すること。屋外じんあい箱は有がいとし且つ汚水の流出しない構造で殺虫操作その他

の方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上、製造室から二米以上の位置にあり(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合にはこの限りでない)そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口より、こん虫の出入しないよう不用時はふたをすること。便所は汚物が土中に滲透しない構造

とし常に清潔に保持され汚されていないこと。便所の数は從業者の数に比して少なくないこと。適當な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十四、飲食店營業に準ずる。

十五、飲食店營業に準ずる。

十六、飲食店營業に準ずる。

十七、原料はすべて細菌の繁殖を抑制するのに充分な温度で加工し製品は細菌の繁殖しないよう取扱うこと。

(食品の取扱者)

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、直接作業に従事するものは頭あおい及び清潔な作業衣を着用すること。又製造室においては専用の履物を使用すること。

二十、直接作業に従事する者は常に爪を短かく切つておき身体を清潔にし用便の後及び外部から入ったときは必ず石けんでよく手を洗うこと。手又は食品を取扱う器具を身体の各部に觸れないこと。作業中は、たん又

はつぱをはき又は煙草を吸わないこと。多少でも下痢性疾患のある者は直接食品に接觸しないこと。

**水菓子製造業（アイスクリーム製造業を含む）
(建物の構造)**

一、製造場は屎処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、濕地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

製造室は業務能力に応じて充分な廣さとし家族や従業者の居住する室と区画すること。

調合室は一坪以上とし他の室とは完全に区画すること。

二、製造室及び調合室の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。床及び床から高さ〇、

九米以上の周壁はタイル、煉瓦又はコンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし補修されていること。但しすべり止めの装置

入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜間にはこの限りでない。

製造室及び調合室は換気がよく自然光線を充分にとり、又構造とし補修されていること。但しすべり止めの装置

九米以上の周壁はタイル、煉瓦又はコンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし補修されていること。但しすべり止めの装置

- 六、製造能力に応じた大きさと数の調合製造器具をそなえること。
- 七、冷凍機、流し場、調合台等移動しにくい器具の配列は原料、製品の取扱上便利な位置にあり清掃洗じよう（食品取扱設備）
- 四、製造場の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。
- 五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。
- 三、調合室の窓その他開放する箇所は金網張り等そぞたをすること。製造室及び調合室の天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくれ、破損箇所は常に完全に補修されていること。そ族、こん虫等から完全に防ぎよされた製品貯蔵容器をそなえること。

が容易であること。

八、飲食店營業に準ずる。

九、飲食店營業に準ずる。

十、食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

十一、飲食店營業に準ずる。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、ちゅうかいは有がない不滲透容器に入れ、こん虫のつかないように処理すること。屋外じんあい箱は有がないとし且つ汚水の流出しない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上、製造室から二米以上の位置にあり（但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合にはこの限りでない）そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を出しき又用便口よりこん虫の出入しないよう不用時はふ

たをすること。

便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。

便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十四、食品を取扱う場所の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ營業時間中衛生的に保持しておくこと。

調合室内にはそ族、こん虫がないこと。

十五、飲食店營業に準ずる。

十六、飲食店營業に準ずる。

十七、原料水は煮沸か或は無害且つ有効な殺菌剤を使用して消毒すること。

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、直接作業に従事する者は頭おおい及び清潔な作業衣を着用すること。

又製造室においては専用の履物を使用すること。

二十、直接作業に從事する者は常に爪を短かく切つておき身體を清潔にし用便の後及び外部か入つたときは必ず石けんでよく手を洗うこと。

手又は食品を取扱う器具を身体の各部に觸れないこと。作業中は、たん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

多少でも下痢性疾患のある者は直接食品に接觸しないこと。

牛乳処理業

(建物の構造)

一、処理場はし尿處理場、じんあい處理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

牛乳取扱室、器具取扱室及び氣かん室を設け、それぞれ業務能力に応じて充分な廣さとし、これらは家族や從業者の居住する室と区画すること。

二、牛乳取扱室、器具取扱室等の天井はじんあいのたま

らないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周囲はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし、床は排水に便利な構造とし平滑で水たまり等のできないよう完全に補修されていること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

氣かん室、牛乳取扱室、器具取扱室は換氣がよく氣かん室はばい煙、蒸氣の排出がよい構造とすること。

牛乳取扱室、器具取扱室の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。又下水溝にはふたをすること。

牛乳取扱室、器具取扱室の天井、壁、床等はすべて隙間がなくつくられ、破損箇所は完全に補修されていること。

四、建物の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し、

排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。

建物の附近に雨水、污水等のたまりができるないように適當な排水設備があること。

五、牛乳取扱室には從業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。

器具取扱室には牛乳の取扱器具等の便利な洗じよう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、取扱乳量に応じて充分な牛乳の冷却ろ過、殺菌等に必要な機械器具をそなえ、原料乳及び處理乳検査に必要な設備をすること。

七、牛乳殺菌機、クーラー打せん機等の移動していく機械器具の配列は牛乳の取扱上便利な位置にあり清掃、洗じようが容易であること。

八、牛乳取扱器具で牛乳に直接接觸する部分は耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。

九、牛乳取扱器具機械類はよく修理が行き届いてさび、割れ目、破損等がないこと。

01082

01081

01083

閉鎖でき又用便口よりこん虫の出入しないように不用時はふたをすること。

便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。

便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。

適当な位置にたんづばを設けること。

(取扱方法)

十四、処理場の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ牛乳取扱中衛生的に保持しておくこと。

牛乳取扱室にはそ族、こん虫がないこと。

十五、牛乳取扱器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い、特に牛乳に直接接觸する画面は使用前に入念に清潔にし且つ営業時間中衛生的にしておくこと。

牛乳に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に拂氏七六、五度以上の熱湯、蒸氣で消毒すること。

十六、牛乳は搬出するまで常に清潔で衛生的な方法で取

扱うこと。特にそ族、こん虫、じんあいにより汚されることを防ぐこと。

十七、牛乳はその安全性を保持するため細菌の繁殖を抑制するのに充分な温度で取扱われ保存されていること。

十八、飲食店営業に準ずる。

十九、牛乳取扱に従事する者は常に清潔な頭おおい及び白衣を着し又牛乳取扱室、器具取扱室においては専用の履物を使用すること。

二十、飲食店営業に準ずる。

(建物の構造)

一、さく取處理場はし尿處理場、じんあい處理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。牛舎、さく取場、處理場(牛乳取扱室、牛乳検査室、器具取扱室、製品置場、以下同じ)飼料置場、飼料調理室、運動場、隔離舍は適当な区画を設けそれぞれ業務能力に応じて充分な廣さとし、さく取場、處理場、隔離舍

離舍はそれぞれ他の建物と別棟とすること。

二、牛舎、隔離舍、さく取場、處理場の壁、天井はじんあいのたまらないよう平滑で明色であること。床及

床から高さ一米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリート等でつくられ床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう完全に補修されていること。

但しすべり止めのための装置はこの限りでない。さく取場、處理場は自然光線を充分とり入れるような構造

とし換氣がよく止むを得ない場合及び夜間における照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

加熱設備を設ける場合には火たき口を室外に設けばいい煙等の排除できる構造とすること。

三、さく取場、處理場の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。天井

、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくられ破損箇所は常に完全に補修されていること。牛舎、隔離舍等は右に準じてそ族、こん虫の防ぎよ方法を講ずること。

四、建物の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排

水がよく且つ清掃し易い構造とすること。

建物の附近に雨水、汚水等のたまりができないよう適当な排水設備があること。

五、牛舎、隔離舍、さく取場、處理場には従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。又乳牛の手入れ器具、牛乳の取扱器具等の便利な浩じよう設備をすること。

(食品取扱設備)

六、業務能力に応じて充分な乳牛の飼養管理及び牛乳さく取處理に必要な器具をそなえること。原料及び処理場乳の検査に必要な設備をすること。

七、殺菌機、洗びん機、クーラー等移動しにくい機械器具の配列は牛乳の取扱上便利な位置にあり清掃、洗じ

うが容易であること。

八、牛乳取扱器具で牛乳に直接接觸する部分は耐水性でありその構造は清掃、洗じようし易いものであること。

九、牛乳を取扱う器具機械類はよく修理が行き届いてさび、割れ目、破損等がないこと。又よく掃除され且つ

完全に使用可能な状態に保持すること。

十、小型の牛乳取扱器具類を衛生的に保管できるおおい、

架台、戸棚、格納箱等を設けること。

と。

(給水及び汚物処理)

十一、飲食店營業に準ずる。

十二、有がいで汚液が流失しない不滲透性材料でつくつた廃棄物容器、汚物だめ、汚水だめを設け廃き物、汚物、污水が蓄積しないように処理し毎日殺虫操作をすること。

十三、便所は井泉から六米以上、さく乳場、処理場から二米

以上の位置にあり、そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりそ族、こん虫等の出入しないよう不用時はふたをすること。便所は常に清潔に保持され汚されていないこと。

(食品の取扱者)

十四、十八、飲食店營業に準ずる。

十五、十九、牛乳を取扱う業務に從事する者は頭おおい及び白衣を着しそく取場、処理場各室においては専用の履物を使用すること。

十六、二十、牛乳を取扱う業務に從事する者は常に爪を短く切つておき、身体を清潔にし用便の後及び外部から入ったときは必ず石けんでよく手を洗うこと。手又は牛乳を取扱う器具を身体の各部にふれないこと。作業中はたん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

十七、多少でも下痢性疾患のある者は直接牛乳に接觸しないこと。

十八、乳製品又はその類似品の製造業

(建物の構造)

十九、一、製造場は、し尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策あるものはこの限りでない。

二十、製造室、器具取扱室、包装室、原料置場、製品置場等

と。便所の数は從業者の数に比して少なんないこと。

適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十一、十四、さく取処理場の構内及び場内各室、床面、戸棚及び乳牛等はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ牛乳さく取処理中は衛生的に保持しておくこと。

さく取処理場内にはそ族、こん虫がないこと。

十二、十五、牛乳さく取処理用器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い、特に牛乳に直接接觸する面はすべて使用前に念に清潔にし且つ使用中は衛生的にしておくこと。牛乳に直接接觸する器具の表面は洗じようの後攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十三、十六、牛乳は搬出されるまで常に清潔で衛生的な方法で取扱い、汚物若しくは有害な物質が附着し又は病原微生物により汚染されないようにすること。

十七、十七、処理された牛乳は直ちに搬出する場合の外攝氏十度以下に冷却保存すること。

十八、二、製造室、器具取扱室、包装室等の壁、天井はじんあいのたまらないよう平滑で明色であること。床及び

床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし、床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう完全に補修されていること。

十九、但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

二十、製造室、器具取扱室、包装室は自然光線を充分とり入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とする

三、製造室、器具取扱室、包装室等の窓、その他開放す

01087

る箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置を施し、天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつられ破損箇所は常に完全に補修されていること。そ族、こん虫等から完全に防ぎよされた原料置場、製品置場を設けること。下水溝にはふをすること。

四、建物の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃し易い構造とすること。

建物の附近に雨水、污水等のたまりができないように適当な排水設備があること。

五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け石けんを設けること。

器具取扱室には食品の取扱器具容器等の便利な洗じよう設備を設けること。

六、計画製造量に応じて充分な食品取扱器具、容器、滅菌設備、原料の過装置、原料及び製品の検査に必要な設備、包装に必要な設備をすること。

七、クリークリーム分離機、はつこうそう、均質機等

の移動しにくい機械器具の配列は食品取扱上便利な位置にあり、清掃、洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性であり、その構造は掃除し易いものであること。

九、食品取扱器具機械類はよく修理が行き届いてさび、割れ目、破損等がないこと。又よく掃除され且つ完全に使用可能な状態に保持すること。

十、小型の食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

十一、冷蔵設備、滅菌設備には正確な温度計を装置し眞空封かん機には正確な圧力計を装置すること。

十二、飲食店營業に準する。

十三、牛乳処理業に準する。

(給水及び汚物処理)

十四、製造場の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し、且つ營業時間中衛生的に保持しておくこと。

十五、店舗は業務能力に応じた充分の廣さを有し、居住する室等と区画すること。

二、店舗の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう完全に補修されていくこと。但しうべり止めのための装置はこの限りでない。店舗は通風換氣がよく自然光線を充分にとり入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間における照明は少くとも一坪につき二十分以上とすること。

三、店舗の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。又下水溝にはふたをすること。店舗の天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくれば破損箇所は常に完全に補修されてい

01083

食品を取扱う室内にはそ族、こん虫がないこと。

十五、飲食店營業に準する。

十六、飲食店營業に準する。

十七、食品はその安全性を保持するため細菌の繁殖を抑制するのに充分な溫度で取扱われ保管されていること。

特にそ族、こん虫、じんあい等により汚されるのを防ぐこと。

(食品の取扱者)

十八、飲食店營業に準する。

十九、製造に從事する者は頭おおい及び白衣を着し製造室においては専用の履物を使用すること。

二十、飲食店營業に準する。

飲用牛乳類似品の製造業

乳製品又はその類似品の製造業の基準を準用する。

食肉販売業

(建物の構造)

一、店舗はし尿処理場、じんあい処理場の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但し

四、店舗の周囲の表面はコンクリートその他排水がよく

且つ清掃しやすい構造とすること。店舗の附近に雨水、汚水等のたまりができないように適当な排水設備があ

ること。

五、店舗には適当な位置に従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。又食肉取扱容器等の便利な洗じよう設備を設けること。

(食品の取扱設備)

六、業務能力に応じて充分な大きさと数の食肉処理台、処理用器具、運搬容器、包装材料等をそなえること。

冷蔵庫を必ずそなえること。

七、冷蔵庫、処理台、陳列場等動かしにくい設備の配列は食肉の取扱上使用便利な位置にあり清掃洗じようが容易であること。

八、食肉処理台、容器等の食肉に直接接觸する部分は耐水性がありその構造は掃除し易いものであること。

九、食肉取扱器具、機械類はよく修理が行き届いてさび、割れ目、破損等がないこと。又よく掃除され且つ完全

に使用可能の状態に保持すること。

十、小型食肉取扱器具、容器及び包装材料等を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、白布等の設備を設けること。

十一、冷蔵庫にはその冷蔵温度を測り得る温度計を装置すること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店営業に準ずる。

十三、汚物は有がい不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないよう処理すること。屋外じんあい箱は有がいとし且つ汚液、汚臭のもれない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔に保つこと。

(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない)にあり、そ族、こん虫等の侵入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の侵入しないよう不用時はふ

01090

01089

たをすること。便所は常に清潔に保持され汚されていないこと。便所は従業者の数に比して少なくないこと。

適当な場所にたんつぼを設けること。

(取扱方法)

十四、店舗の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し、營業時間中衛生的に保持し、店舗内にはそ族、こん虫がないこと。

十五、食肉取扱器具はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い、特に食肉に直接接觸する器具の表面は使用前に念入に清潔にし且つ營業時間中衛生的にしておくこと。洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十六、食肉の取扱は常に衛生的であり冷蔵庫に保存すること。特にそ族、こん虫、じんあい等により汚染されることを防ぐこと。

十七、食肉は直ちに処理販売する場合の外は冷蔵庫に保存すること。

冷蔵庫の溫度は常に攝氏十度以下であること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店営業に準する。

十九、食肉取扱に従事する者は頭おおい及び白衣を着用すること。

二十、飲食店営業に準する。

一、製造場はし尿処理場、じんあい処理場の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

(建物の構造)

一、製造室の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。床及び床から高さ〇、九米以上の周囲はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし、水たまり等のできないように完全に補修されているこ

と。但しそれ止めのための装置はこの限りでない。製造室、くん煙室は換気がよく水蒸氣、ばい煙等の排出が容易な構造であること。

製造室は自然光線を充分とり入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間に於ける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、製造室の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫等の侵入を防ぐ装置をすること。又下水溝にはふたをすること。製造室の天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくれ破損箇所は常に完全に補修されのこと。

そ族、こん虫等から完全に防ぎよされた材料置場、設置場及び排棄物容器を設けること。

四、建物の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃し易い構造とすること。

建物の附近に雨水、污水等のたまりができるないように適当な排水設備があること。

五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け石けんを

そなえること。又製造用器具容器等の便利な洗じょう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、計画製造量に応じた大きさと数の製造用容器を備えること。

七、冷蔵庫、調理台等の移動しにくい器具容器の配列は

食品取扱上便利な位置にあり清掃洗じょうが容易であること。

八、製造用器具で原料製品等に直接接觸する部分は耐水性でありその構造は掃除し易いものであること。

煮沸又は蒸氣殺菌の可能のものであること。

九、製造用器具機械類はすべて常に修理がよく行き届いて、さび、割れ目、破損等がないこと。

十、小型器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、

戸棚等を設けること。

十一、冷蔵庫及びくん煙室にはその温度を測り得る温度計を装置すること。

01092

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、有がいで充分な容量の耐水性の掃棄物容器をそなえ、汚液汚臭のもれない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。便所は井泉から六米以上、製造室くん煙室から二米以上の位置(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない)により、そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり流水式手洗装置を有し、石けんをそなえる。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の出入しないように不用時はふたをすること。

便所は常に清潔に保持され汚されていないこと。便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。(取扱方法)十四、建物の構内、製造室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ作業時間中衛生的に保持すること。便所内にはそ族、くん虫がないこと。

(取扱方法)

十五、製造用器具はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い、特に原材料、製品等に直接接觸する面は使用前に入念に清潔にし使用時は常に衛生的にしておくこと。

原材料、製品等に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十六、製品の取扱は常に衛生的であり特にそ族、こん虫、じんあい等により汚染されることを防ぐこと。

十七、製品は冷蔵庫に保存すること。冷蔵庫の温度は常に攝氏十度以下であること。

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、製造に從事するものは頭おおい及び白衣を着し製造室においては専用の履物を使用すること。

二十、作業に從事する者は常に爪を短かく切つておき、身体を清潔にし、用便の後及び外部から入ったときは必ず石けんでよく手を洗うこと。手又は食品を取扱う器具を身体の各部に觸れないこと。

作業中はたん又はつばをぱき又は煙草を吸わないこと。
多少でも下痢性疾患のある者は直接食品に接觸しないこと。

魚介類販売業

(建物の構造)

一、店舗はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

店舗は通常の取扱数量を処理するのに充分な廣さとし、家族や従業者の居住する室と区画すること。

二、店舗の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁は煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし、床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう完全に補修されていること。但しすべり止めの装置はこの限りでない。

店舗(換気がよく自然光線を充分とり入れるような構

- 造とし、止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。
- 三、店舗の窓その他解放する箇所は金網張その他そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。
- 三、店舗の天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくられ破損箇所は完全に補修されていること。
- 四、店舗の窓の表面はコンクリートその他で舗装し、床及び器具類置場、廃棄物容器を設けること。
- 四、店舗の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し、排水がよく且つ清掃し易い構造とすること。
- 五、店舗には魚介類取扱器具の洗じよう設備をそなえ且つ従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。又取扱器具及び生食用魚介類処理に便利な洗じよう設備をするうこと。
- 六、通常の取扱数量に適する大きさと数の魚介類取扱器

具をそなえること。

生食用魚介類の取扱器具は一般用と区別すること。

冷蔵庫を必ずそなえること。

七、冷蔵庫、生食用魚介類処理台等移動しにくい設備の配列は魚介類取扱上便利な位置にあり清掃洗じようが容易であること。

八、魚介類を取扱う器具で魚介類に直接接觸する部分は耐水性であり、生食用魚介類を取扱う容器類は煮沸又は蒸氣殺菌の可能なものであること。

九、魚介類取扱器具はすべて常に修理がよく行届いて、て、さび、割れ目、破損等がないこと。

十、魚介類取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管できること。

(給水及び汚物処理)

十一、飲食店營業に準ずる。

(給水及び汚物処理)

十三、有がいで充分な容量、流水性の廃棄物容器をそなえ汚液、汚臭のもれない構造で殺虫操作その他の方法

- 十四、店舗の場内、店舗外及び陳列場、器具類置場、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除且つ適當な位置にたんづぼを設けること。
- (取扱方法)
- 十五、魚介類取扱器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い、特に魚介類に直接接觸店舗内にはそ族、こん虫がいないこと。

01095

する面は使用前に入念に清潔にし且つ營業時間中常に衛生的にしておくこと。

生食用魚介類に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣又は衛生的に無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六、魚介類の取扱いは常に衛生的で特に陳列運搬等の場合は防虫、防じんに留意し又直接日光に当らないようすること。

魚介類は陳列運搬等に供するものゝ外冷蔵庫に貯藏すること。

十七、魚介類を貯藏する冷蔵庫の溫度は攝氏十度以下に保持すること。

(食品の取扱者)

十八、傳染性の疾病又は化のう性の傷或はできものゝあるものは魚介類を取扱う業務にたゞさわること。

十九、生食用魚介類を処理する者は頭おおい及び白衣を着用すること。又処理場においては専用の廢物を使用すること。

魚介類市場營業 (建物の構造)

一、市場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、濕地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策あるものはこの限りでない。

市場は搬出に便利な場所にあり、天がいを設け通常の取扱数量を処理するに充分な廣さを有し荷揚所、分荷所(但し荷揚分荷を行わない場所においてはこれを除く、以下同じ)処理場所を設けること。

二、市場の壁、天井はじんあいのたまらなように平滑

01096

で明色であること。

床は周囲の地表面より高くし、床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はなるべく煉瓦、コンクリートで作られ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう完全に補修されること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。分荷及び処理を行う場所は自然光線を充分にとり入れるような構造とし止むを得ない場合は少くとも一年につき二十ワット以上とすること。

三、市場には適当なそ族、こん虫の侵入を防ぐ装置又は方法を施すこと。又下水溝にはふたをすること。

四、市場の周囲の表面はコンクリートその他で鋪装し、排水がよく且つ清掃し易い材料でおおわれ、ゆるやかなこう配をつけること。

市場の周囲には雨水、汚水等のたまりができるようになること。

五、市場には從業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。

(食品取扱設備)

六、通常の取扱数量の荷揚、分荷処理を行うのに充分な大きさと数の器具を設けること。

魚介類を直接床の上に置かないために必要な設備をすること。

魚介類を市場に保管する時は冷蔵庫の設備をすること。

七、魚介類処理台等移動しにくい器具の配列は魚介類の取扱上便利な位置にあり清掃洗じようが容易であることを。

八、魚介類取扱器具のうち魚介類に直接接觸する部分は耐水性でありその構造は掃除し易いものであること。

九、魚介類取扱器具はよく修理が行き届いて、さび、割れ目、破損等がないこと。

又よく掃除され且つ完全に使用可能な状態を保持するこ

と。

十、魚介類取扱器具のうち移動できるものは必要に応じて衛生的に保管できる。架台、戸棚、格納庫等の設備を設けること。

十一、冷蔵設備をする場合はその冷蔵温度を測り得る温度計を装置すること。
(給水及び汚物処理)

十二、飲食店営業に準ずる。

十三、分荷及び処理を行う場所には有がいで充分な容量の廃棄物容器をそなえ汚液汚臭のもれないようにし、こん虫のつかないように処理すること。廃棄物置場は市場の屋外に設け汚液汚臭のもれない搬出に便利な構造であること。

廃棄物は殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。便所は屋外に設け井泉から六米以上、市場から五米以上の位置(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない)にあり、そ族、こん虫等の出入りしない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。
その吸入口は完全に閉鎖でき又用便口より、こん虫の出入りしないよう不用時はふたをすること。
便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保持されること。

持され汚されていないこと。
便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。
適当な位置にたんづばを設けること。

(取扱方法)

十四、市場の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い特に分荷処理に使用する、すのこ台等は使用前に入念に清潔にし且つ

營業時間中常に衛生的にして置くこと。

十五、魚介類の取扱に使用する器具はすべて少くとも一日一回は洗じようする等の清掃を行い特に分荷処理に使用する、すのこ台等は使用前に入念に清潔にし且つ器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十六、魚介類の取扱は常に衛生的であり荷揚分荷処理されて出荷する場合は有がい容器を使用すること。特にそ族こん虫じんあい等により汚されることを防ぐこと。

十七、魚介類は陸揚後急速に分荷処理すること。

市場内に一時貯藏する場合冷蔵設備の温度は攝氏十度以下に保持すること。

(食品取扱者)

十八、飲食店営業に準すること。

十九、魚介類を取扱う者はすべて清潔で洗たくのできる作業衣を着用し必要に応じゴム前掛を用うること。

二十、魚介類取扱従業者は常に爪を短かく切つておき、身体を清潔にし用便の後及び外部から入つたときは必ず石けんでよく手を洗うこと。
作業中はたん又はつけをはき又は煙草を吸わないこと。
多少でも下痢性疾患のある者は直接魚介類に接觸しないこと。

(魚肉ねり製品製造業)

ハム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品の製造業の基準を準用する。

魚介類冷凍業

(建物の構造)

一、工場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策あるものはこの限りでない。

冷凍準備室、冷凍室は通常の取扱数量を処理するのに充分な廣さとし他の部屋と区画すること。

二、冷凍準備室、冷凍室の床及び壁はじんあいのたまらないよう平滑で明色であること。

コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまりのできないよう完全に補修されていること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

魚介類取扱所は換氣がよく自然光線を充分とり入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、魚介類取扱所の窓その他開放する箇所は金網張り等

01099

そ族こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。

冷凍準備室、冷凍室、魚介類取扱所の天井側壁等の破損箇所は完全に補修されていること。

建物の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃し易い構造とすること。

又雨水污水等のたまりができるないよう適當な排水設備があること。

九、魚介類取扱器具類はすべて常に修理がよく行き届いていてさび、割れ目破損等がないこと。

十小型の魚介類取扱器具類を必要に応じて衛生的に保できる架台、戸棚、格納箱等の設備をすること。

(給水及び汚物処理)

十一、冷却設備には温度計をそなえ冷凍機には圧力計を装置すること。

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、有がいで充分な容量の耐水性の廃棄物容器をそなえ汚液、汚臭のもれない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。

便所は井泉から六米以上冷凍準備室、冷凍室、魚介類取扱所から二米以上の位置(但しその構造、設備が完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない)にあり流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。

その汲取口には完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の侵入しないよう不用時にはふたをすること。

便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保

五、魚介類取扱所とは魚介類取扱器具の洗じよう設備を設け且つ從業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。

(食品取扱設備)

六、通常の取扱数量を処理するのに充分な魚介類取扱器具をそなえること。

七、冷凍器、冷凍台等の移動しにくい設備の配列は魚介類の取扱に便利な位置にあり清掃洗じようが容易であること。

八、魚介類取扱器具の中魚介類に直接接觸する部分は耐水性であり清掃洗じようが容易であること。

持され汚されていないこと。

便所の数は從業者の数に比して少なくないこと。

適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十四、工場の構内、各室内、床面 戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し冷凍室は衛生的に保持しておくこと。

魚介類取扱所にはそ族、こん虫がいないこと。

十五、魚介類取扱器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い魚介類に直接接觸する器具の表面はすべて使用前に念に清潔にし使用時は清潔に保持すること。

魚介類取扱器具にはそ族、こん虫がいないこと。

氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十六、魚介類は消費者の手に渡るまで常に清潔で衛生的な方法で取扱、汚物若しくは有害な物質が附着し又は病原微生物により汚染されないようにすること。

十七、魚介類はその安全性を保持するため細菌の繁殖を

抑制するのに充分な溫度で取扱われ加工され保管されること。

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、魚介類取扱作業に從事する者は清潔な作業衣を着用すること。

二十、飲食店營業に準ずる。

清涼飲料水又は保存飲料水の製造業

(建物の構造)

一、製造場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、濕地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

製造室、調合室又は乳酸菌培養室は適当な区画を設け家族や從業者の居住する室と区画すること。

ガス発生機室、原動機室、びん置場又は荷造場、更衣室、洗面所等は製造場外に設け隔壁等により製造場と隔離すること。

二、製造場の壁、天井はじんあいのたまらないように平

滑で明色であること。

床はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないように補修されていること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとすること。

製造室においてはその室面積の三分の一以上の有効面積を有する窓を設け、又はこれに代るべき採光面を設け且つ直接外気に接して止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、製造場の窓その他開放する箇所は金網張り等、そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること又下水溝にはふたをすること。

製造場の天井、側壁、床等はすべて完全に隙間なく造られ破損箇所は常に完全に補修されていること。

製造室及び貯藏室は完全な防じん防そ、防虫設備をする

ること。

四、製造場の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。

製造場の附近に雨水、汚水等のたまりができるよう、適当な排水設備があること。

五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。又製造用の便利な洗による設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、製造能力に応じて充分な大きさと数の原料及び製品取扱器具と配合及び製造用器具をそなえること。

七、移動しにくい機械、器具の配列は原料製品の取扱上便利な位置にあり清掃洗じょうが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性でありその構造は掃除し易いものであること。

九、飲食店營業に準ずる。

十、食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

00002

十一、廃水及び製品の定められた殺菌方法の可能な設備

及び器具の殺菌設備を設け溫度及び圧力を正確に調節する装置が設けられ且つ常に使用可能の状態に保持されていること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、ちゅうかいは有がいで不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないように処理すること屋外じんあい箱は有がいとし且つ汚水の流出しない構造で殺虫操作其の他の方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上製造場から二米以上の位置(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合にはこの限りでない)にありそ族、こん虫等の出入しないような構造で使用に便であり流水式手洗装置を有し石けんを備えること、その汲取口を完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の出入しないよう不用時はふたをすること。

便所は汚物が土中に浸透しない構造とし常に清潔にさ

れ、汚されていないこと。

便所の数は従業者の数に比して少なくないこと、適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十四、飲食店營業に準ずる。

十五、飲食店營業に準ずる。

十六、飲食店營業に準ずる。

十七、原水及製品は定められた殺菌法を行い細菌の繁殖を抑制するに充分な溫度で保存されること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、直接作業に從事する者は頭おゝい及び清潔な作業衣を着用すること。又製造場内においては専用の履物を使用すること。

二十、直接作業に從事する者は常に爪を短かく切つておき身体を清潔にし用便の後及び外部から入ったときは必ず石けんで手を洗うこと。

手又は食品を取扱う器具を身体の各部に觸れないこと。

作業中はたん又はつばをはき又は煙草を吸なわいこと。
多少でも下痢性疾患のある者は直接食品に接觸しないこと。

氷雪の採取業製造業及び販売業

(建物の構造)

H 氷雪の採取業及び製造業

(建物の構造)

一、採取場は人家及び公道から適当な間隔を保ち且つ墓地、埋火葬場、し尿処理場、じんあい処理場、じんあい埋立地、病院其の他の不潔な場所から三百米以上上の距離にあり、且つ汚染のおそれのないこと。

製氷場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、濕地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

機械室、製氷室及び貯氷室は適当な区画を設けそれ

く業務能力に応じて充分な廣さとし、家族や從業

者の居住する室と区画すること。

更衣室は製氷室外に設けること。

二、製氷室の天井はじんあいのたまらないように平滑

で明色であること、側壁はすべて耐水性の材料をもつて構築され完全な排水装置を有すること。
貯氷室の天井、床及び側壁はすべて隙間なくつくられ、破損箇所は常に完全に補修されていて、そ
族、こん虫から完全に防ぎよされていること。
四、製氷場の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し、排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。
製氷場の附近に雨水、污水等の水たまりができる
ようにならないこと。
五、製氷室には従業者の流水式手洗設備を設け、石け

んをそなえること。

又製氷用の便利な洗じよう設備を設け、それに接続できるゴムホースをそなえること。

(食品取扱設備)

六、製造能力に応じた大きさと数の取扱器具をそなえること。

七、移動しにくい機械器具の配列は原料及び製品の取扱上便利な位置にあり清掃、洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具のうち、食品に直接接觸する部分はすべて耐水性であり、その構造を掃除し易いものであること。

九、飲食店營業に準ずる。

十、食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保持できること。

十一、温度計及び圧力計はすべて常に正確に測り得る。架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、ちゅうかいは有がい不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないよう処理すること。

屋外じんあい箱は有がいとし、且つ汚水の流出しない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上、製氷室から一米以上の位置(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合にはこの限りでない)にありそ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し、石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口より、こん虫の出入しないよう不用時はふたをすること。

便所は汚物が土中に浸透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。
便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。
適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

00005

十四、飲食店營業に準ずる。

十五、食品取扱器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い特に製氷かんの内面は使用前に入急に清潔にし且つ攝氏七六、五度以上の熱湯、蒸氣又は衛生的に無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六、製氷中は充分攪拌を行い少くとも二回以上の換水を行うこと。

その他の取扱はすべて常に衛生的であり特にそ族、こん虫、じんあい等により汚されることを防ぐこと。

十七、用水及び製品はすべて細菌その他の汚物が附着若しくは繁殖しないよう取扱い保存すること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、直接作業に従事する者は頭あい及び清潔な作業衣を着用すること。又製氷室においては専用の履物を使用すること。

二十、菓子製造業に準ずる。

(二) 氷雪の販売業

(建物の構造)

一、店舗はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと、但しその対策のあるものはこの限りでない。

販売場及び貯氷庫はそれより業務能力に応じて充分な廣さとし家族や従業者の居住する室と区画すること。

一、店舗の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくるか又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないよう補修されること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

通風及び換気を充分にし自然光線を充分とり入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上にするこ

と。

三、店舗の天井、壁、床等はすべて完全に隙間なくつ

くられ、破損箇所は常に完全に補修されていること。そ族、こん虫から完全に防ぎよされた貯氷庫をそなえること。又下水溝にはふたをする。

四、店舗の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。

店舗の附近に雨水、污水等のたまりができないように適切な排水設備があること。

又食品取扱用の便利な洗じよう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、業務能力に応じた大きさと數の食品取扱器具をそなえること。

七、移動しにくい器具の配列は食品の取扱上、便利な位置にあり清掃、洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性

であり、その構造は掃除し易いものであること。

九、飲食店營業に準ずる。

十、食品取扱器具類を必要に応じて衛生的に保管できる架台、戸棚、格納箱等の設備を設けること。

十一、貯氷庫には常に温度計をそなえ且つ常に使用可能な状態に保持されていること。

十二、飲食店營業に準ずる。

(給水及び汚物処理)

十三、ちゅうかいは有がい不滲透性容器に入れ、こん虫のつかないように処理すること。

屋外じんあい箱は有がいとし且つ汚水の流出しない

構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上、店舗から二米以上の位置全に閉鎖でき又用便口より、こん虫の出入しないよ(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれのない場合にはこの限りでない)にありそ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口より、こん虫の出入しないよ

う不用時はふたをすること。

便所は汚物が土中に浸透しない構造とし常に清潔に保持され、汚されていないこと。

便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。

適当な位置にたんづぼを設けること。

(取扱方法)

十四、店舗の構内、床面、戸棚の類はすべて少なくとも一日一回は徹底的に掃除し且つ營業時間中衛生的に保持しておくこと。

貯水室内には、そ族、こん虫がないこと。

十五、飲食店営業に準する。

十六、食品は常に衛生的に取扱い貯蔵庫には製品以外のものを貯蔵しないこと。

十七、製品はすべて細菌その他の汚物が附着、繁殖しないよう取扱い保存すること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店営業に準する。

十九、直接作業に従事する者は頭おさめ及び清潔な作

業衣を着用すること。

又店舗においては専用の履物を使用すること。

(建物の構造)

一、製造場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じんあい埋立地等不潔な場所に位置しないこと。但しその対策あるものはこの限りでない。

二、製造室の壁、天井はじんあいのたまらないよう平滑で明色であること、床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦、コンクリートでつくられ又は緊密な板張りとし床は平滑で排水に便利な構造とし水たまり等のできないように完全に補修されていること。但しすべり止めのための装置はこの限りでない。

製造室は自然光線を充分にとり入れるような構造とし

止むを得ない場合及び夜間における照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

製造室は換氣がよく加熱設備はばい煙及び水蒸気排除の設備又は方法を講ずること。

三、製造室、放冷室の窓その他開放する箇所は金網張り等を族こん虫の侵入を防ぐ装置を施し天井、壁、床等はすべて完全に隙間がなくつくれられ破損箇所は常に完全に補修されていること。

四、建物の周囲の表面はコンクリート、その他で舗装し排水がよく且掃除し易い材料でおはれゆるやかなこう配をつけること。

建物の附近に雨水、污水等のたまりができないよう適当な排水設備があること。

(食品の取扱設備)

五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け、石けんをそなえること。又食品の取扱器具容器等の便利な洗浄用具を設けること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店営業に準する。

十三、廃棄物は有がい耐水性容器に入れ、こん虫のつかないように処理すること。屋外じんあい箱は有がいとし、且つ污水汚臭のもれない構造で殺虫操作その他の方法で常に清潔を保つこと。

便所は井泉から六米以上製造室、放冷室から二米以上

00009

の位置（但しその構造設備の完全で他を汚染するおそれのない場合はこの限りでない）にあり、そ族、こん虫等の出入しない構造で使用に便であり、流水式手洗装置を有し石けんをそなえること。その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりそ族、こん虫の出入しないよう不用時はふたをする。便所は汚物が土中に滲透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。

便所の数は従業者の数に比して少なくないこと。適当な位置にたんつぼを設けること。

(取扱方法)

十四、製造場の構内、各室内、床面、戸棚の類はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し、且つ営業時間中衛生的に保持しておくこと。

食品を取扱う室内にはそ族、こん虫がいないこと。

十五、製造用器具はすべて少くも一日一回はよく洗じようする等の清掃を行い特に食品に直接接觸する器具の表面、使用前に入念に清潔にし且つ営業時間中衛生的

にしておくこと。食品に直接接觸する器具の表面は洗じようの後常に攝氏七六、五度以上の熱湯蒸氣で消毒すること。

十六、食品の取扱は常に衛生的でありその保存においては有効な保存用具を設け活用すること。

特にそ族、こん虫、じんあい等により汚染されるのを防ぐこと。

十七、食品はその安全性を保持するため、細菌の繁殖を抑制するのに充分な温度で取扱われ加工され保管されないこと。

(食品の取扱者)

十八、飲食店営業に準ずる。

十九、従業者は常に清潔な頭おゝい及び作業衣を着し製造室において専用の履物を使用すること。

二十、飲食店営業に準ずる。

(建物の構造)

一、製造場はし尿処理場、じんあい処理場等の近傍、じかん詰又はびん詰食品の製造業

んざり埋立地、湿地等不潔な場所等に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

燃料置場、更衣室、原材料貯蔵室、製造室、製品貯蔵室等はそれ／＼業務能力に応じ充分な廣さとし適当な区画を設けること。

二、製造室の壁、天井はじんあいのたまらないように平滑で明色であること。

床及び床から高さ〇、九米以上の周壁はタイル、煉瓦又はコンクリートでつくられ床は平滑で排水に便利な構造とし補修されていること。

又はコンクリートでつくれ床は平滑で排水に便利な構造とし止むを得ない場合及び夜間ににおける照明は少くとも一坪につき二十ワット以上とすること。

三、製造室の窓その他開放する箇所は金網張り等そ族、こん虫の侵入を防ぐ装置をすること。又下水溝にはふたをすること、製造室の天井、壁、床等はすべて完全

に隙間がなくつくられ、破損箇所は常に完全に補修されていること。

原材料及び製品の貯蔵室はそ族、こん虫等から完全に防ぎよされていること。

四、製造場の周囲の表面はコンクリートその他で舗装し排水がよく且つ清掃しやすい構造とすること。

五、製造室には従業者の流水式手洗設備を設け石けんをそなえること。

又製造用の便利な洗じよう設備を設けること。

(食品取扱設備)

六、製造能力に応じた大きさと数の製造用器具をそなえること。

七、移動しにくい機械器具の配列は原料、製品の取扱便利な位置にあり清掃洗じようが容易であること。

八、食品取扱器具で食品に直接接觸する部分は耐水性でありその構造は掃除し易いものであること。

九、飲食店営業に準ずる。

十、水菓子製造業に準ずる。

00010

00011

十一、殺菌設備、製造設備及び貯藏室にはそれべく必要に応じて溫度計、圧力計を設け且つ常に使用可能の状態にあること。

(給水及び汚物処理)

十二、飲食店營業に準ずる。

十三、ちゅうかいは有がい不滲透性容器に入れこん虫のつかないように処理すること。屋外じんあい箱は有がいとし、且つ污水の流出しない構造で殺虫操作その他的方法で常に清潔に保つこと。

便所は井泉から六米以上 製造場から一米以上の位置(但しその構造設備が完全で他を汚染するおそれない場合にはこの限りでない)にありお族、とん虫等の出入しない構造で使用に便であり流水式手洗装置を有し石けんをそなえること、その汲取口は完全に閉鎖でき又用便口よりこん虫の出入しないよう不用時はふたをすること。

便所は汚物が土中に浸透しない構造とし常に清潔に保持され汚されていないこと。

00012

昭和二十五年八月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時建築制限規則施行規則中改正規則

第一條中「(及び資材割当)」を削る

第二條第一号を削り以下順次繰上げ同條第四号中様式「一二」を様式「一」に改める

第五條中様式「四」を様式「一二」に改める

様式「一二」を削除する

様式「一二」を様式「一」に様式「四」を様式「一二」に改める

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年七月一日から適用する。

告 示

◆鳥取縣告示第四百三十一号

鳥取縣水產食品衛生條例第三條及び第十三條の規定により登録をする營業及び登録手続その他の様式を次のよ

15cm		11cm	
年	月	日	鳥 取 縣 (印)
氏名	住所	登 錄 証	營業の種類
1 加工水產物販賣業			

便所の数は從業者の数に比して少なくないこと、適當な位置にたんづぼを設けること。

十五、飲食店營業に準ずる。

十六、飲食店營業に準ずる。

十七、原料及び製品はすべて完全な殺菌操作を施し獸肉、魚肉その他腐敗し易いものは冷蔵庫に貯藏すること。

(食品の取扱者)

十八、飲食店營業に準ずる。

十九、直接作業に従事する者は頭おゝい及び清潔な作業衣を着用すること。又製造室内においては専用の履物を使用すること。

二十、冰菓子製造業に準ずる。

◆鳥取縣規則第六十四号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十五号臨時建築制限規則施行細則の一部を次のように改正する。

(一) 第三條第一項の規定により登録をする加工水產物販賣業及び行商營業
魚肉ねり製品
水產食品のつくだ煮
燒 魚

昭和二十五年八月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00013

00014

表

鮮魚介類及び
加工水產物

行商營業登錄証

第 号

年

氏名

生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の住所氏名)

年月日

鳥取縣

二、營業所々在地

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、營業の種類

五、營業所の位置及び周囲百米以内の環境を表わす見

六、營業所の構造設備の大要を記載した仕様書平面図

七、使用水が上水道水の場合はその旨、他の場合は

その種別、採水場所、採水方式並びに水質試験成績書

八、從業者の健康診斷書

右の通り加工水產物販売業を致したいので水產食品衛生條例第三條の規定による登錄をお願いします。

寫眞	8cm
住 所	年 月 日 生
氏 名	鳥 取 縣
年 月 日	鳥 取 縣

5.5cm

裏面

年 月 日
右 名 氏 ㊞

鳥取縣知事 殿

鮮魚介類及び加工水產物行商營業登錄申請書

四 営業登錄証再交付申請書

四 営業登錄証再交付申請書

一、住 所 氏 名 生 年 月 日

二、營業の種類 生 年 月 日

三、行商の区域 (法人の場合はその名称、所在地、代表者の住所)

四、運搬方法

五、行商容器の構造設備の詳細を記載した図面

六、行商をしようとする者の寫眞 一葉

七、行商をしようとする者の健康診断書
右の通り鮮魚介類及び加工水產物行商營業を致したい
ので水產食品衛生條例第三條の規定による登錄をお願
いします。

年 月 日
右 氏

名 ㊞

鳥取縣知事

殿

名 ㊞

00015

四、変更又は休業届

一、住所 氏名
変更(休業)届

氏名

生年月日

二、營業所々在地
氏名

生年月日

三、營業所の名称、屋号又は商号

同

生年月日

同

氏名

同

同

同

(法人の場合はその名称、所在地、代表者の住所、
二、營業所々在地
氏名)

三、營業所の名称、屋号又は商号

二、營業所々在地
氏名

同

同

同

同

四、營業の種類

五、營業登録証別添の通り

右の通り廃業したので水産食品衛生條例第七條第三項
の規定によりお届けします。

右の通り変更(休業)したので水産食品衛生條例第七條第三項
の規定によりお届けします。

五、変更内容(休業期間)

右の通り変更(休業)したので水産食品衛生條例第七條第三項
の規定によりお届けします。

年月日

年月日

年月日

右 氏 名

右 氏 名

右 氏 名

鳥取縣知事 殿

鳥取縣知事 殿

鳥取縣知事 殿

◇島取縣告示第四百三十二號
鳥取縣稅事務所、米子縣稅事務所及び氣高地方事務所、
東伯地方事務所管内において縣稅検査章、縣稅滯納者財

產差押証票及び檢稅吏員証を次のように返納並びに交付
する

区 分	番 号	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	昭和二十五年八月二十五日
検査章	返 納 年 月 日	所 屬 厅	資 格
一九六	昭和二十五年八月三十日交付	鳥取縣稅事務所	鳥取縣事務吏員
一九七	昭和二十五年八月三十日交付	青木 雅由	青木 雅由
一九八	同	西尾 政雄	西尾 政雄
一九九	同	中原光太郎	中原光太郎
二〇〇	同	渡瀬 祐吉	渡瀬 祐吉
二〇一	同	岩田 勇	岩田 勇
二〇二	同	高野須泰治	高野須泰治
二〇三	同	木山 忠良	木山 忠良
二〇四	同	田中 豊利	田中 豊利
二〇五	同	七里 謙二	七里 謙二
二〇六	同	岡田 喜雄	岡田 喜雄
二〇七	同	有田徳次郎	有田徳次郎
二〇八	同	田中 正泰	田中 正泰
二〇九	同	早川 廣之	早川 廣之
二一〇	同	竹内 憲藏	竹内 憲藏
二一一	同	糸井 考一	糸井 考一
二一二	同	松本 重光	松本 重光
二二三	同	西垣 清孝	西垣 清孝
二三四	同	山本 益治	山本 益治
二五七	同	沖江 亀治	沖江 亀治
二七六	同	平林 正雄	平林 正雄
二七七	同	妹尾 善夫	妹尾 善夫
二七八	同	横浜 繁信	横浜 繁信
二七九	同	足穂 静	足穂 静
二八〇	同	渡部 八郎	渡部 八郎
二八一	同	池淵 亮二	池淵 亮二
二八二	同	小杉 武	小杉 武
二八三	同	福岡 千代西尾信一	福岡 千代西尾信一
二八四	同	平木 忠徳	平木 忠徳
二八五	同	浜田 義之	浜田 義之
二八六	同	昇	昇
二八七	同		

00017

押者縣
財稅
票產帶
差納

一九九
一九八
一九七
一九六
一九五
一九四
一九三
一九二
一九一
一九〇
一九四
一九三
一九二
一九一
一九〇
二一六
二二六
一九六
一九五
一九四
一九三
一九二
同 同
氣高
事務
地方
所

同 同 同
同 同 同
同 同 同
同 同 同

鳥取縣
事務所

同 同 同
同 同 同
同 同 同

中原光太郎	西尾政雄	石野太郎	青木雅由	山田幸夫	大岩利雄	早川廣之	松井舜二	前田榮重	上林由造	宮崎義雄	平福伸治	景山義夫
千代西尾信二	亮二	八郎	繁信	昇	昇	靜	進	進	篠津信義	山本豊太郎	山本豊太郎	山本豊太郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二〇九
二〇八
二〇七
二〇六
二〇五
二〇四
二〇三
二〇二
二〇一
二〇〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二二四
二二三
二二二
二二一
二二〇
二一九
二一八
二一七
二一七
二一六
二一五
二一四
二一三
二一二
二一一
二〇九
二〇八
二〇七
二〇六
二〇五
二〇四
二〇三
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

米子
事務所

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

一平林妹尾善治
沖江西尾利雄
山本松本有田
西垣益治豐利
糹治清孝忠良
竹内重光喜雄
高野憲藏正泰
有田岡田高野
渡瀬喜雄須泰
岩田勇禮吉

00018

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
氣高
事務
地方
所

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
松井 松井 前田 上林 宮崎 平福 景山 平木 濱田 福田 千代西尾信二
田中 青砥 前田 青砥 上林 宮崎 平福 景山 平木 濱田 福田 千代西尾信二
舞二 舞二 荣進 荣進 由造 由造 芳雄 芳雄 宗義 宗義 信治 信治 義夫 義夫 忠德 忠德 善之 善之 升 昇 武 武 亮二 亮二 足穂 足穂 柴淵 柴淵 渡部 渡部 橫浜 橫浜 足穂 足穂

吏檢員
證稅

三八
六
三五
八
六
同

同
交付

同 同 同
米子
事務所

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
景山 橫浜 足穂 平林 姐尾 沖江 七里 高野 石野 岩田 青木 山本 早川 大岩
義夫 繁信 正雄 善夫 靜治 龜治 謙二 善夫 須泰治 太郎 政雄 美治 泰治 勇 勇 勇
高野 須泰治 太郎 政雄 美治 泰治 勇 勇 勇

00019

◇鳥取縣告示第四百三十三号
昭和二十五年度定期種畜検査において次のものに種畜証明書が交付されたので、種畜法施行規則第九條により告示する。

昭和二十五年八月二十五日 鳥取縣知事 西尾愛治

同	六〇	同	同	同	上林	由造
同	六一	同	同	同	前田	榮重進
同	六二	同	同	同	青砥	進
同	六三	同	同	同	田中	節
同	一六	同返納	東伯地方	同	山田	幸夫
同	九	同	氣高地方法務所	同	山本豊太郎	
同	四八	同	同	同	大岩利雄	
七三	德重	同	同	同		
七四	芦壽	同	同	同		
二七九	滿壽	黑毛和種	二三、四、一七	壽龍本	二八四	一級
二三	安柳	重半血種	一八、四、三	またいち予九〇六二	八頭郡	西田保
昭二四鳥取	チイレマツクベツシーホルスターイン種	サチイレマツクベツシーベスマノウアトライチユ	二三、七、九	ベスマノウアトライチユ	八上村	
三二九	チイレマツクベツシーホルスターイン種	サチイレマツクベツシーベスマノウアトライチユ	二四	同	鳥取市	太郎
二八二	本藏	同	同	同	面影村	内田熊太郎
二五	西銀	同	同	霜村	倉田村	西村銀藏
昭二五鳥取	チイレマツクベツシーホルスターイン種	サチイレマツクベツシーベスマノウアトライチユ	二四	二四、二、六	大畑	太郎
二四	鉄勝	同	同	おかつ	船岡村	奥井繁治
二七九	滿壽	黑毛和種	二三、四、一七	けたかちどり同二〇〇二	宇部野村	村田元溫
七四	芦壽	同	同	安凡アノ系		
七三	德重	同	同	全柳重系		

00020

一五五	瑞晃	同	同	同	二	二
一九	富井	同	同	同	二	二
二八七	宮本	同	同	同	五、一	一
二八二	本藏	同	同	同	三、四、三〇	一
二五	西銀	同	同	同	四、一〇	一
昭二四鳥取	チイレマツクベツシーホルスターイン種	サチイレマツクベツシーベスマノウアトライチユ	二四	二四、二、六	宇倍野村	西垣繁藏
二四	鉄勝	同	同	霜村	同	同
二三	安柳	重半血種	一八、四、三	おかつ	同	同
昭二四鳥取	チイレマツクベツシーホルスターイン種	サチイレマツクベツシーベスマノウアトライチユ	二三、七、九	けたかちどり同二〇〇二	鳥取市	大畑太郎
二三	安柳	重半血種	一八、四、三	安凡アノ系	面影村	内田熊太郎
二七九	滿壽	黑毛和種	二三、四、一七	黒龍本	倉田村	西村銀藏
七四	芦壽	同	同	またいち予九〇六二	大畑	太郎
七三	德重	同	同	ベスマノウアトライチユ	船岡村	奥井繁治

00023

00024

一四	飯田	同	同	一一、九	昭竹	本	八六一	同	用ケ瀬町	小松	善一
一五	富田	同	同	一〇、六	昭竹 やすいけ予	本	八六一	六	八東村	田中	榮
一六	繁龍	同	同	二四、四、四	第十三百龍同一〇八二七	同	同	同	用ケ瀬町	福本	石藏
一七	秋風	同	同	二三、一〇、二八	青水 きくはな	同	六二〇三	同	大村	山崎	雄三
一八	万壽	同	同	二四、三、三	中廣 きぬよ	予	九八三四	同	伊村	柳谷	愛文
一九	弘龍	同	同	二三、一二、九	第十三百龍同一〇八二七	同	同	同	大伊村	富藏	
二〇	信善	同	同	二四、一、一	川島 いそみや	同	六九五九	同	智頭町		
二一	紫雲	同	同	二三、一二、一	昭竹 おはま	本	一三八四	同	鷲村		
二二	勝藤	同	同	二四、一、二	今福 おはま	予	八二二五	同	丹比村	高橋	寛治
二三	朝霧	同	同	二三、一、一〇	第二うえふじ予	本	八六一	同	八東村	山本	太郎
二四	富壽	同	同	二三、一、一	きくはる	同	九〇八九	同	散岐村	下田	良夫
二五	豊菊	同	同	二三、一、一〇	壽龍 きしもと	予	五四四	同	船岡村	小河	善一
二六	高砂	岩中	第三伊東	四、一四	第二勇虎 第二いとう	同	九六九六	同			
二七	波月	同	同	三、一五	北里 しかたに	本	八六二	同			
二八	太田	同	同	三、六、四	清水 はせかわ	予	八一九三	同			
二九	高風	同	同	二二、四、二五	紫田三 くります	本	一二二三	同			
三〇	秀菊	同	同	六、二五	岸德 かね二	予	三九一五	同			
三一	末廣	同	同	六、九	磯松 ふじよし	本	二二七	同			
三二	明豊	同	同	九、二八	旭 まつかぜ補東二七六二	本	三九一	同			
三三	平信	同	同	三一、一二、五	瑞旭 いかだつ	同	二七三	同			
三四	小林	同	同	六、一六	第三光隆 はせがわ	本	六一	同			
三五	二八四	同	同	二六、二	はるさめ	予	六〇六九	同			
三六	二六三	同	同	二六一	第三光隆 はせがわ	同	四七〇四	同			
三七	二六二	同	同	二〇三	瑞旭 いかだつ	予	六〇八七	同			
三八	二六一	同	同	二六	明光 ときあき	本	二七	同			
三九	二六	同	同	二〇七	初菊 おきく	本	二九三	同			
四〇	二六	同	同	二六〇	旭 まつかぜ補東二七六二	本	三九一	同			
四一	二六	同	同	二六	瑞旭 いかだつ	同	三三二三	同			
四二	二六	同	同	二〇七	明光 ときあき	本	二七三	同			
四三	二六	同	同	二六〇	瑞旭 いかだつ	本	六一	同			
四四	二六	同	同	二六	瑞旭 いかだつ	予	六〇六九	同			

00025

二六四	第八八壽	同	三一、九、五	國英	本二九八九二	一級	鹿野町	田中	善次
一七	第二清水	同	同	七、三〇	鉄牛	予六三三七	本二九六九	芳田	繁松
二五	幸神	同	同	六、二	金太	同三九六二	同八一八八	大鄉村	山田 清治
三五四	第三小倉	同	二三、六、二	はるみつ	同四〇八六	同二五四二	瑞穂村	鈴木 光壽	
三五六	壽	同	同	同	同	同一二三三	明治村	竹内 楠夫	
三五七	若安	同	同	五、一〇	清水	同二〇〇七	高田万喜治	楠本 平造	
二八三	高草	同	同	四、二八	さくらもり	同五六七四	大和村	山根 俊義	
二〇六	雛三	同	同	四、三三	浜徳	同八五六三	明治村	森岡 重市	
二四	小倉	同	同	四、一〇	長榮	同八六三	大正村	上田 政雄	
五八	宮鶴	同	同	六、二五	ひな二	同四三四二	美穂村	森本 幸藏	
二七	松原	同	同	六、二二	隆秀	同二七九	松保村	吉田治之藏	
二八	美穂	同	同	七、四	ありた	同二〇三四	美穂村	吉田治之藏	
二九	倉益	同	同	二三、九、五	竹野	同三九六〇	松保村	西郷村	
三〇	第一鷺丘	同	同	一、二三	なかどい	同三三二〇七	山本 芳藏	山中萬喜治	
三〇	山田	同	同	二四、一、一〇	大山	同二二三一	上田	平治	
三〇	中村	同	同	一、一八	なが三	同二二三一	芳松	喜田	
六八	谷善	同	同	二四、三、一四	竇山三	同二二八一	大和村	喜田	
六八	村上	同	同	二三、九、二二	本一一三	同二二八一	中村	喜田	
昭二四鳥取	昭二四鳥取	同	同	二三、一、二	本一一三	同二二三一	豊治	喜田	
一一〇〇	高山	同	同	二二、一、二	父キングベツシンジラルデイン	同二二三一	神戸村	喜田	
九一	池田	同	同	二〇、一〇、一四	母ブイマンアーマツキンレイ	同二二三一	若狭	喜田	
石賀	下家	同	同	一〇〇	おしが	予一〇一八二	砂田	喜田	
しまん	まさ	同	同	一〇〇	第二名月	本一五五九	岩垣	喜田	
補東四六七五	同	同	同	一〇〇	おまつ	予一一二五	義雄	喜田	
同三九一四	同	同	同	一〇〇	清水	本一二三三	肇	喜田	
同	紫山	同	同	一〇〇	くま	本二〇五二	日置村	喜田	
同	本田	同	同	一〇〇	まる	予四三四五	逢坂村	喜田	
同	大下	同	同	一〇〇	すぎやま	本二〇五二	下北條村	喜田	
同	昭二四鳥取	同	同	一〇〇	同九一〇〇	同七八四	岩垣	喜田	
同	昭二四鳥取	同	同	一〇〇	同	同	砂田	喜田	
同	昭二五鳥取	同	同	一〇〇	同	同	中瀬	喜田	
同	六七	同	同	一〇〇	同	同	善一	喜田	

00026

昭二五鳥取	椿	同	同	二四、一、二〇	おとく	同一二三一	鹿野町	田中萬喜治
二六	第一鷺丘	同	同	二三、一、一五	竇山三	本二二八一	小鶴河村	岡田 潔
二七	二九	同	同	二三、一、一五	本二二三一	同	井上 昇一	喜田
二八	倉益	同	同	二三、一、一五	なが三	同二二三一	大和村	喜田
二九	中村	同	同	二三、一、一五	大山	本一一三	中村	喜田
三〇	山田	同	同	二三、一、一五	なが三	同二二三一	豊治	喜田
三〇	中村	同	同	二三、一、一五	竇山三	本二二三一	神戸村	喜田
六八	谷善	同	同	二三、一、一五	本一一三	同	若狭	喜田
六八	村上	同	同	二三、一、一五	父キングベツシンジラルデイン	同二二三一	砂田	喜田
昭二四鳥取	昭二四鳥取	同	同	二三、一、一五	母ブイマンアーマツキンレイ	同二二三一	岩垣	喜田
一一〇〇	高山	同	同	二三、一、一五	おしが	予一〇一八二	義雄	喜田
九一	池田	同	同	二三、一、一五	清水	本一二三三	肇	喜田
石賀	下家	同	同	二三、一、一五	くま	本二〇五二	日置村	喜田
しまん	まさ	同	同	二三、一、一五	まる	予四三四五	逢坂村	喜田
補東四六七五	同	同	同	二三、一、一五	すぎやま	本二〇五二	下北條村	喜田
同三九一四	同	同	同	二三、一、一五	同九一〇〇	同七八四	岩垣	喜田
同	昭二四鳥取	同	同	二三、一、一五	同	同	砂田	喜田
同	昭二五鳥取	同	同	二三、一、一五	同	同	中瀬	喜田
同	六七	同	同	二三、一、一五	同	同	善一	喜田

00027

二九五	第三柿	同	二三、七、一	藤義 やまとと補東六九五三	本	七四六	同	大誠村	川本 信幸
七九	第二旭山	同	二一、七、二九	梅山 かいせんとさくら同二七九三	予	七三九五	一級	長瀬村	入江爲太郎
三一九	河本	同	二三、一〇、二三	羽合 まさこ	本	二七七	同	小鴨村	堀 春清
一〇九	岩間	同	二一、七、二七	小谷 かささぎ	同	四七〇五	同	竹田村	中垣覺次郎
五二	松本	同	二三、八、一四	惠山 やまね	同	七五五二	同	小鴨村	西村 善一
九二	桑本	同	二一、一二、二七	高山 をかさき	同	五五五八	二級	旭村	野廣 才藏
二九一	小倉	同	二二、四、三〇	藤義 かすが	本	七四六	一級	高城村	杉本 一朗
二八九	北窓	入江	二一、一二、三	旭 いしゐ	本	三九一	同	朝倉	富雄
八六	昭和	同	二三、四、二九	青綠 ひらさと補東二八二九	予	八〇二七	同	旭村	川北 貞一
二九二	谷口	同	二一、一二、三	下家 せうふく	本	三九二	同	三德村	野見 邦一
三一六	旭	同	二三、四、二九	進藤 せいゆう	本	八八一	二級	社村	小谷 時三
一三一	旭	同	二三、一〇、二〇	仲山 やまだ	予	三九二四	同	花見村	岡本 律三
二九三	一〇、四	同	二三、一〇、二〇	榮 いわがきB	本	四六五	一級	岡本	大誠村
九五	第一柿	同	二二、一、一	白蘭 わたなべ	予	三三六五	同	律三	川本 信幸
八〇	泉	同	二二、一二、一	源吉 きみこ	本	三六八〇	二級	旭村	中垣覺次郎
一一六	渡辺	同	二二、七、三〇	羽合 さわのぶ	本	二七七	同	花見村	西谷弥之吉
八四	治	同	二二、一〇、二六	浜 さわのぶ	予	四二二二	二級	岡本	山守村
三一八	乗本	山本	二二、七、一	青綠 なかだ	本	三九二	一級	律三	小林 岩雄
一〇六	足羽	同	二二、九、一	第二おこめ まつもと補東六六二一	予	四五一八	舍人村	本庄 嘉藏	
一〇五	虎	同	二二、七、一五	第三みさき まるだ	本	二七七	同	佳川 常政	山守村
一〇四	小原	同	二二、三、一五	羽合 満山	本	三九二	二級	安藤 修一	小林 岩雄
一〇三	中田	同	二二、三、一五	第二おこめ なかだ	予	四五一九	同	衣笠 直市	山根 仲壽
四八	御崎	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	本	二七六	二級	上小鴨村	山根 仲壽
一〇四	同	二二、三、一五	羽合 満山	予	四五一九	同	矢送村	河本 積	山根 仲壽
一〇三	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	予	五六一九	同	山守村	衣笠 直市	山根 仲壽
一〇四	同	二二、三、一五	羽合 満山	予	五六一九	同	東郷村	山根 仲壽	山根 仲壽
一〇五	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	予	五六一九	同	上小鴨村	山根 仲壽	山根 仲壽
一〇六	足羽	同	二二、三、一五	羽合 満山	本	二七七	二級	安藤 修一	山根 仲壽
一〇五	虎	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	本	二七六	二級	衣笠 直市	山根 仲壽
一〇三	中田	同	二二、三、一五	羽合 満山	予	四五一九	同	矢送村	河本 積
四八	御崎	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	予	五六一九	同	山守村	小林 岩雄

00028

四七	平和	同	七、二五	政田 いけぐち	予	四五五四	同	倉吉町	山口 初藏
九五	第一柿	同	二二、一、一	有福 やまとと補東六九五三	同	二七一九	同	倉吉町	山口 初藏
八〇	泉	同	二二、一二、一	白蘭 わたなべ	同	五五五七	二級	下北條村	岩垣 義雄
一一六	渡辺	同	二二、七、三〇	源吉 きみこ	同	三六八〇	三級	上北條村	池田 静雄
八四	治	同	二二、一〇、二六	羽合 さわのぶ	本	四六五	二級	旭村	佳川 常政
三一八	乗本	山本	二二、七、一	浜 さわのぶ	予	四五一八	同	佳川 常政	山根 仲壽
一〇六	足羽	同	二二、九、一	青綠 なかだ	本	三九二	二級	山守村	衣笠 直市
一〇五	虎	同	二二、七、一五	第二おこめ まつもと補東六六二一	予	四五一九	同	東郷村	山根 仲壽
一〇三	中田	同	二二、三、一五	第三みさき まるだ	予	五六一九	同	上小鴨村	山根 仲壽
四八	御崎	同	二二、三、一五	羽合 満山	本	二七七	二級	矢送村	河本 積
一〇四	同	二二、三、一五	羽合 満山	予	五六一九	同	山守村	小林 岩雄	山根 仲壽

00029

一一三	第十五壽龍	同	一二、二一、六	昭龍	同六二〇〇	同	南谷村	小林武治
一一八	杉谷	同	一、五	佐々木	同二五二一八	二級	北谷村	船木正告
一一八	早苗	同	同	かねだ	同四九四四	同	古布庄村	御古秀好
一一二	勇光	同	四、二七	喜代光	同五八三二	同	同	松島爲藏
一一二	市川	同	同	寶	同三九一六	同	米田千太郎	音松
一一一	花島	同	同	かみやま	同三五七三	同	由良町	德丸
一二一	杉谷	同	六、二七	かねだ	同三八九〇	一級	森下金藏	
一二一	惣水	同	同	富國	同五六五八	同	古布庄村	御古秀好
一二五	大石	同	同	にっしん	同二一七四	同	同	松島爲藏
一二五	山本	同	同	藤義	同二〇四五	同	米田千太郎	音松
一二六	井木	同	同	するゑ	同五八三二	同	由良町	德丸
一二三	大石	同	同	本田	同六四九六	同	森下金藏	
一二三	九、一五	同	六、一五	ふかだ	同四一八一	同	古布庄村	御古秀好
一二三	九、一五	同	同	さくら五	同六四九六	同	同	松島爲藏
一二三	五、一〇	同	同	本田	同四三四五	一級	浦安町	
一二三	九、八	同	同	さくら五	同六〇一二	二級	由良町	米田千太郎
一二三	七、八	同	同	本田	同四三八五	二級	朝倉茂	音松
一二三	五、一〇	同	同	むね	同一八八七	上鄉村	高力	
一二三	二、一、五	同	同	本	予四五八二	上中山村	繁信	
一二三	九、一八	同	同	二成	同二一一一	金平		
一二三	九、一八	同	同	つるあん	予六四五二	以西村		
一二三	一、六、二〇	同	同	津村	予二九一四	高力		
一二三	一、六、二〇	同	同	一七	同	穩		
一二三	八、三	同	同	増田一	同七九七			
一二三	一、四	同	同	のぐち	予八五五六			
一二三	黑田	同	同	満山やまかわ	予一〇一二			
一二三	富本	同	同	戸田しか	予一九八九			
一二三	河嶋	同	同	本	同四一八一			
一二三	橋本	同	同	予四一八九	同四八九〇			
一二三	松田	同	同	同	同七〇八九			

00030

一一一	川上	同	一一一	三、三	滿山	同	安田村	野間田虎義
一一一	二瀬川	同	一一一	九、一八	もうちし	本	一二二六	
一一一	梅雨	同	一一一	九、一八	補襄五八六九	同		
一一一	賣	同	一一一	九、一八	義勇	本	一二二六	
一一一	中井	同	一一一	九、一八	かねね	予	二九一四	
一一一	和仙	同	一一一	九、一八	ひさ	予	二九一四	
一一一	宮本	同	一一一	九、一八	補東四四一五	本	一二二六	
一一一	昭二五鳥取	同	一一一	一、六、二〇	同	二八二	一二二六	
一一一	二五鳥取	同	一一一	一、六、二〇	同	一九九	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	成美村	二級	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	上中山村	上中山村	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	安田村	田中	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	眞山	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	舍人村	光雄	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	杉本	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	倉吉町	才一	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	西鄉村	生部	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	杉本	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	元春	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	倉吉町	才一	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	西鄉村	生部	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	杉本	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	定壽	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	倉吉町	才一	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	西鄉村	生部	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	杉本	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	元春	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	倉吉町	才一	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	西鄉村	生部	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	杉本	一二二六	
一一一	三	同	一一一	一、八、三	高城村	定壽	一二二六	

00031

三八	引田	同	二四、二、五	泉 ひがる	本一二六一	同	長瀬村	今井 敏一
三九	後藤	同	二、二〇	中原 おまつ	予七一二二五 同一一〇九九	同	東郷村	前田 卵一
四〇	尾崎	同	同	輝國 きてん二	本七九八 予八〇五四八	同	上小鴨村	安藤 修一
四一	金榮	同	同	大石 あし	本一二六三 予五五七五	同	下郷村	松岡 熊市
四二	椋田	同	同	下家 よね	同二〇〇九 本一二四四	同	松田 政治	
四三	白水	同	同	岩間 ふかた	同九四八八 予六四九六	同	大橋町	
四四	櫻久	同	同	椿 まさ	同一〇四七五 本一二二〇	同	浦安町	
四五	宮崎	同	同	第一柿 たかしば	同九一〇三 本三三五四	同	田口 朝信	
昭二五鳥取	六九	船越三	紅葉	黒毛和種 セグーロン ペクエキス ティシヨン	二三、二、一 ホルスター イン種	同	八橋町	津山 実雄
昭二四鳥取	四九	同	同	イエボン グランジ セヨンベクテン	七、三〇 二四、四、一〇 ボーラーインカレツ	同	北谷村	龜本 又藏
昭二四鳥取	四五	同	同	翠平條 にいだか	九、二六 本四六六 予一二二八	三級	旭村	田栗 信義
昭二四鳥取	四五	同	同	本田 みたに	同七九八 予八〇七八〇	同	東郷村	
昭二四鳥取	四五	同	同	森上 みつけた本	同四八四四 本四六六 同	同	木山 良藏	
昭二四鳥取	四五	同	同	小原 さくもと	同二四一 本七二四九 アノ系 ペル系	同	北谷村	山根 繁壽
昭二四鳥取	四五	同	同	岩本 よし	同二四一 本五一六 敬福 第二伊達 中半皿種	同	旭村	旭村
三四七	勝郎	同	同	沼高 よしお	同 同	同	川上庄一	川上庄一
三四六	新生	同	同	大瀬 よしお	同	同	上小鴨村	野儀 慶蔵
三〇一	增房	同	同	氾豊 よしお	同	同	浦安町	米子市皆生 八田 稔
三〇八	礼齊	同	同	高雄 よしたつ	同	同	重尾町	増田 尊
		同	同	中半皿種 まつぶく	同	同	幡鄉村	谷岡 重義
		同	同	一六、 五、二九	同	同	河崎	磯岩 邦夫
		同	同	一六、 五、二四	同	同	大幡村	渡辺 勝成
		同	同	一六、 五、二〇	同	同	利市	

00032

00033

一九三	第三保命	同	同	二二、五、三〇	榮光	本	五一六	同	米子上福原	敷倉喜八郎
三四	永	同	同	七、二〇	川岡	山根	かま	本	二三一	同
三一〇	花岡	同	同	一〇、五	あき	予四三四一	予四九三七	本	七五二	同
三二一	西岩	同	同	一一、五	川岡	ねかな	ねかな	予二六一二	同	成美村
三七	若福	同	同	一一、五	ときわ	予四九三七	予四九三七	本	八二	高橋彰一
一七九	山吹	同	同	一一、五	おしん	常盤二六	常盤二六	同	七三九四	里多英知
一九一	住田一	同	同	二一、九、一六	よしとみ	よしとみ	よしとみ	同	二七〇一	高橋彰一
一九六	佐伯	同	同	二三、二一、二〇	まきつ	本一二三七	本一二三七	同	三七一六	高橋彰一
一九二	前大	同	同	二〇、一、三	第五	保命	保命	同	二八二〇	高橋彰一
一八九	榮光	同	同	一九、一二、三〇	あいゆう	かみや	かみや	同	二九九三	高橋彰一
三五二	太市	同	同	二三、二一、二〇	予七四〇四	第五	第五	同	二八二〇	高橋彰一
三五〇	日鹿	同	同	六、二七	本五一六	福定	福定	同	二九九三	高橋彰一
三四一	第二若王	同	同	六、一	桂川まさ子	まさ子	まさ子	同	二九七六	高橋彰一
三二〇	森谷	同	同	四、一五	安田ふき二	ふき二	ふき二	同	一三九	高橋彰一
三〇〇	武文	同	同	二、一〇	水光やまびこ	やまびこ	やまびこ	同	八四〇	高橋彰一
二二三	昌榮	同	同	六、一〇	桂川まさ子	まさ子	まさ子	同	二七五九	高橋彰一
一七七	武益	同	同	五、一八	西田よねえい	よねえい	よねえい	同	二七一三	高橋彰一
一七六	大山	同	同	三、三	岩谷しまゆ	しまゆ	しまゆ	同	五五一三	高橋彰一
一八〇	廣定	同	同	二、五	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
二〇〇	富友	同	同	二一、一二、二	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一七三	竹松	同	同	二一、一〇、一〇	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一六五	福富	同	同	二一、九、一〇	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一六八	高木	同	同	二〇、一〇、二八	永鮮かねみ	かねみ	かねみ	同	五五一三	高橋彰一
一七二	紫	同	同	六、二〇	保命ぬこま	ぬこま	ぬこま	同	五五一三	高橋彰一
二〇〇	富友	同	同	二一、一二、二	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一七三	竹松	同	同	二一、一〇、一〇	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一六五	福富	同	同	二一、九、一〇	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一
一六八	高木	同	同	二〇、一〇、二八	同	同	同	同	五五一三	高橋彰一

00034

三四一	第二若王	同	同	六、一	若王のぶか	のぶか	のぶか	本	二九七六	遠藤権四郎
三二〇	森谷	同	同	四、一五	安田ふき二	ふき二	ふき二	予	二九七六	遠藤権四郎
三〇〇	武文	同	同	二、一〇	水光やまびこ	やまびこ	やまびこ	同	一三九	遠藤権四郎
二二三	昌榮	同	同	六、一〇	桂川まさ子	まさ子	まさ子	予	六五五九	遠藤権四郎
一七七	武益	同	同	五、一八	西田よねえい	よねえい	よねえい	同	五五一三	遠藤権四郎
一七六	大山	同	同	三、三	岩谷しまゆ	しまゆ	しまゆ	同	五五一三	遠藤権四郎
一八〇	廣定	同	同	二、五	同	同	同	同	五五一三	遠藤権四郎
二〇〇	富友	同	同	二一、一二、二	同	同	同	同	五五一三	遠藤権四郎
一七三	竹松	同	同	二一、一〇、一〇	同	同	同	同	五五一三	遠藤権四郎
一六五	福富	同	同	二一、九、一〇	永鮮かねみ	かねみ	かねみ	同	五五一三	遠藤権四郎
一六八	高木	同	同	二〇、一〇、二八	保命ぬこま	ぬこま	ぬこま	同	五五一三	遠藤権四郎

一七〇	治水	同	同	同	七、二	青嵐 やまぶき	本 一一六	同	高麗村	田中貞次郎
三四三	山田	同	同	同	九、一五	山佐 やえまつ	本 一一六	二級	余子村	山本 憲
三四四	藤田	同	同	同	九、一五	榮光 ともふじ	予 四四八五	同	外江町	藪内 輝榮
三四二	常盤幸	同	同	同	九、一五	常盤 さくら	本 五一六	同	崎津村	木村 実
三四〇	榮一	同	同	同	七、一	予 五七〇	同	同	藤原寺村	藤原 隣一
四〇	喜綠	同	同	同	四、六	福本 さかえ	予 九八七三	同	梅原村	赤井 武雄
三三五	秋重	同	同	同	三、一五	桂川 あびれ	予 七八九四	本 二七四	賀野村	高麗村
三三四	三太	同	同	同	二、一、一五	金房 さかえ	予 六五五八	本 二三〇	法勝寺村	法勝寺村
三三〇	菊秀	同	同	同	二、二、二八	初菊 くにかわ	予 三一四四	本 一二八	上長田村	上長田村
三三一	西尾	同	同	同	一〇、七、一五	とぎなか	予 二五五九	本 二七三	泰野 隣一	泰野 隣一
三三九	中岡	同	同	同	二、二〇	金房 はるのぶ	同	同	梅原 亨	梅原 亨
昭二四鳥取 三三二	豊繁	同	同	同	五、一〇	明光 たつ代	予 六五五八	本 一二八	東長田村	東長田村
二二八	友茂	二〇、二二、二〇	木原三	同	同	桂川 あびれ	予 六五五九	本 二三〇	恩田卯一郎	恩田卯一郎
二二九	末長	二三、一、一七	木原三	同	同	桂川 あびれ	予 六五五九	本 二三〇	法勝寺村	法勝寺村
二九三	小椋	同	同	同	二、二、二、五	木原三	同	同	藤原 隣一	藤原 隣一
二〇八	大三	同	同	同	四、五	木原三	同	同	高麗村	高麗村
二八七	高峰	同	同	同	一、七	木原三	同	同	法勝寺村	法勝寺村
三一	保次	同	同	同	一九	木原三	同	同	上長田村	上長田村
一八六	夏一三	二一、七、一九	木原三	同	同	木原三	同	同	泰野 隣一	泰野 隣一
一八五	国安	同	同	同	一、一、五	木原三	同	同	梅原 亨	梅原 亨
一八四	道花	同	同	同	七、二五	木原三	同	同	東長田村	東長田村
四七	吉光	同	同	同	一、一、五	木原三	同	同	山本 房藏	山本 房藏
昭二五鳥取 四六	原西	同	同	同	二〇、一、一	木原三	同	同	法勝寺村	法勝寺村
昭二五鳥取 四七	第二榮光	同	同	同	七、二五	木原三	同	同	高麗村	高麗村
四八		同	同	同	七、二五	木原三	同	同	泰野 隣一	泰野 隣一

一七〇	治水	同	同	同	七、二	青嵐 やまぶき	本 一一六	同	高麗村	田中貞次郎
三四三	山田	同	同	同	九、一五	山佐 やえまつ	本 一一六	二級	余子村	山本 憲
三四四	藤田	同	同	同	九、一五	榮光 ともふじ	予 四四八五	同	外江町	藪内 輝榮
三四二	常盤幸	同	同	同	九、一五	常盤 さくら	本 五一六	同	崎津村	木村 実
三四〇	榮一	同	同	同	七、一	予 五七〇	同	同	藤原寺村	藤原 隣一
三三五	秋重	同	同	同	四、六	福本 さかえ	予 九八七三	同	梅原村	赤井 武雄
三三四	三太	同	同	同	三、一五	桂川 あびれ	予 七八九四	本 二七四	賀野村	高麗村
三三〇	菊秀	同	同	同	二、一、一五	金房 はるのぶ	予 六五五九	本 二三〇	法勝寺村	法勝寺村
三三一	西尾	同	同	同	二、二、二八	初菊 くにかわ	予 三一四四	本 一二八	上長田村	上長田村
三三九	中岡	同	同	同	一〇、七、一五	とぎなか	予 二五五九	本 二七三	泰野 隣一	泰野 隣一
昭二四鳥取 三三二	豊繁	同	同	同	二、二〇	金房 はるのぶ	同	同	梅原 亨	梅原 亨
二二八	友茂	二〇、二二、二〇	木原三	同	同	桂川 あびれ	予 六五五九	本 二三〇	東長田村	東長田村
二二九	末長	二三、一、一七	木原三	同	同	桂川 あびれ	予 六五五九	本 二三〇	恩田卯一郎	恩田卯一郎
二九三	小椋	同	同	同	二、二、二、五	木原三	同	同	法勝寺村	法勝寺村
二〇八	大三	同	同	同	四、五	木原三	同	同	上長田村	上長田村
二八七	高峰	同	同	同	一、七	木原三	同	同	泰野 隣一	泰野 隣一
三一	保次	同	同	同	一九	木原三	同	同	梅原 亨	梅原 亨
一八六	夏一三	二一、七、一九	木原三	同	同	木原三	同	同	東長田村	東長田村
一八五	国安	同	同	同	一、一、五	木原三	同	同	法勝寺村	法勝寺村
一八四	道花	同	同	同	七、二五	木原三	同	同	高麗村	高麗村
四七	吉光	同	同	同	一、一、五	木原三	同	同	泰野 隣一	泰野 隣一
昭二五鳥取 四六	原西	同	同	同	二〇、一、一	木原三	同	同	梅原 亨	梅原 亨
昭二五鳥取 四七	第二榮光	同	同	同	七、二五	木原三	同	同	東長田村	東長田村
四八		同	同	同	七、二五	木原三	同	同	法勝寺村	法勝寺村

00037

00038

四九	博二	同	二三、一、四
五〇	政治	同	二三、一、一、四
五一	益廣	同	二四、二、二八
五二	光成	同	二四、二、二八
五三	日吉山	同	二四、二、二八
五四	福壽	同	二四、二、二八
五五	弘一	同	二四、二、二八
五六	鐵三	同	二三、一、一、四
五七	博勇	同	二三、一、一、四
五八	哲英	同	二三、一、一、四
五九	孝二	同	二三、一、一、四
秀國		同	二三、一、一、四
昭三五鳥取		同	二三、一、一、四
七六		同	二三、一、一、四
七七	常村	同	二三、一、一、四
七八	橋	同	二三、一、一、四
七九	石幡	同	二三、一、一、四
八〇	考	同	二三、一、一、四
八一	鴨	同	二三、一、一、四
八二	明榮	同	二三、一、一、四
八三	廣三	同	二三、一、一、四
八四	豐成	同	二三、一、一、四
八五	寶	同	二三、一、一、四
八六	信山	同	二三、一、一、四
昭二四鳥取	一九九	サキングツキ	サツブツキ
サツブツキ	サバターホルスター	サバターキング	サバターキング
サバターキング	アヨールベンドリック	アヨールベンドリック	アヨールベンドリック
アヨールベンドリック	六九九七八	六九九七八	六九九七八

義行	本五六七	同	富益村	佐々木博綱
榮光	本五六六	同	大高村	田中 和市
さかえ	予二二〇二	同	上道村	大森 友一
榮光	本五六八	同	余子村	山本 憲
かわつね	予八八二九	同	竹下 虎義	
かわつね	予五一三四	同	中枝 崇	
ゆしま	同七四九九	同	崎津村	
黒鷺	同	同	木村 実	
ゆしま	同	同	余子村	
日吉	同	同	山本 憲	
かつしろ	同	同	阿部 勇	
かわめ	同	同	和田村	
せんた	本五一六	同	逢坂村	
川周	本七五二	同	谷本 退藏	
しょうり	予六七四一	同	井田源八郎	
金房	本一二三〇	同		
みすぎ	同	同		
さいき	本七四七	三級		
敬福	予四二二三	勝田町		
榮光	本二二三〇	同		
せんた	本七五二	同		
川周	本五一六	同		
いしづう	予六六四四	同		
稻穂	本五一四	同		
としゆき	予九二六三	同		
善峰	本一五一六	同		
あきさかえ	予九四八六	同		
神風	本五六九	同		
第三	たかはし	本二八三〇		
友武	本五六九	同		
ときなか	予二五五九	同		
川周	本七五二	同		
ときなか	予二五五九	同		
和田村	河米子市			
佐藤	河米子市			
朝義	河米子市			
楠	河米子市			
繁壽	河米子市			
菊水	本七五八	同		
やよい	予六七五八	同		
榮山	本一三七九	同		
おくしも	予五三八九	同		
薩本	本一三七九	同		
サツブツキ	本一三七九	同		
サツブツキ	本一三七九	同		
サツブツキ	本一三七九	同		
サツブツキ	本一三七九	同		
齊木	皆生	所子村	林原 豊	
茂樹	皆生	所子村	林原 豊	
齊木	皆生	日吉津村	山崎 元一	
茂樹	皆生	日吉津村	山崎 元一	
齊木	皆生	河米子市	磯岩 邦夫	
茂樹	皆生	河米子市	磯岩 邦夫	
齊木	皆生	河米子市	矢森 敏治	
茂樹	皆生	河米子市	矢森 敏治	
齊木	皆生	河米子市	河米子市	
茂樹	皆生	河米子市	河米子市	
齊木	皆生	河米子市	河米子市	
茂樹	皆生	河米子市	河米子市	

00041

二五一	辰巳	同	二一、五、二	上池	同	一三〇	三級	米沢村	森	房美
一	常富	同	同	二二、一五	常盤一六	同二七〇一	一級	同	筒井	道治
二五六	神風	同	二〇、五、一	第五手島	同三六七六	三級	同	川上	傳	第二とみ
二五八	林	同	二三、四、二〇	さこぶ五補日	同八四七	三級	同	長尾	保一	同四二八二
二五二	高力	同	二一、一〇、一	第十巖	本二三二	一級	江尾町	下村薰次郎	はやしばら予七一一四	はんだ六 同二六一七
二五三	荒神一	同	二二、九、一〇	共榮七	同三八七三	同	神奈川村	影山	護昌	よまなか 本一二六
三一三	秀南	同	二三、七、一	金太	同八一八八	同	多里村	板持	加藤 雅雄	満山
三三八	生田	同	二三、六、一	みなみ	同九七六二	同	石見村	小谷	稚雄	やまなか 同三八七四
五	住田	同	二三、八、二四	勇勝	同三八七四	二級	福榮村	山崎	德義	常盤一六
七	第二榮山	同	二三、六、五	やまみ	同三四二六	二級	福榮村	名和	義治	だい二 本四四四
五九	吉	同	七、二八	さかえ	同二七〇一	同	大宮村	板倉	祐壽	杉本
				まんば	予三四四〇	同				予三四四〇
				予四九七七	同五六二九	同				本二七六
						同				

00042

昭二五鳥取	一	二四〇	二三八	二四〇	二三六	二三九	一〇二	第一	久城一	久城一	昭榮	二四六	二〇、四、二八	大山旭櫻	てつえい	同三一、八	二級	阿毘縁村	岩田	榮藏	
三	二	新屋五	同	同	同	木下	旭谷	同	同	同	同	二三一	一、一八	旭武	ことぶき	一予七一〇六	本二二五	一級	日野上村	梅林	武市
四	立昭一	同	同	同	同	二三八	八筈	同	同	同	同	二三一	八、一	大矢	よいち	本三九〇三九	同	黑坂町	湯上	操	
						二三九	三、一	同	同	同	同	二三一	一、一〇	高地	こまい	予三九一九	同	根雨町	井沢	貞重	
						二三六	木下	同	同	同	同	二三一	三、一	福榮	ふく三	予三四三九	同	松本とし子	松本	般夫	
						二三八	二、二、二六	同	同	同	同	二三一	二、九、一〇	豊山	たにぐち	予四一二二二	二級	日野村	伊達	芳市	
						二三九	一	同	同	同	同	二三一	三、一	福榮	ふく三	予四一二二二	二級	江尾町	篠田	佐一	
						二四〇	一、九、二、二六	同	同	同	同	二三一	九、一〇	安旭	たいら	予二九七八	一級	黑坂町	伊達	芳市	
						二四一	五、二九	同	同	同	同	二三一	七、二三	朝日	たにぐち	予二九四五	二級	多里村	出垣甚太郎	武市	
						二四二	二、二、二六	同	同	同	同	二三一	二、九、一〇	杉本	うめ一	予二九七八	一級	江尾町	篠田	佐一	
						二四三	一、九、二、二六	同	同	同	同	二三一	三、一	紫山	はなやま	予九四三九	同	日野上村	梅林	武市	
						二四四	五、二九	同	同	同	同	二三一	七、二三	新宅	あかいしつる	同九八三六	同	同	同	同	

00043

五 藤 同 同	一〇、九 西田 同二六二四 はしを一 同九八八〇 同 山上村 高橋 光治
六 大勇 同 同	一二、二一 金川 本一一五 くらまつ五予三六四七 同 根雨町 井沢 貞重
七 卯月十二 同 同	一二、八、八 昇冠 中半血種 一九、四、九 共榮七 同三八七三 同 黒坂町 才原 房治
三三九 富昭 同 同	二一、五、二〇 昭二四 うづき二 同三四三二 同 八郷村 潮 宗一
二四八 日勝 同 同	中半血種 一九、四、九 正始アングロノルマン 豊川 本一一五 中半血種 同
三三五 重半血種 同 同	二一、五、二〇 第五ヴエ富士中半血種 同 高雄 同 ペル系種 同 米沢村 森田 譲治
二五〇 美靜 同 同	二一、七、五、二 白菊 アノ系種 同 江尾町 岡田利三郎
二七三 北良 同 同	二一、五、五、二 黒毛和種 一五、四、一五 立風 山櫻 重半血種 同 石見村 後藤 義治
五六 生田 同 同	二二、五、二 重半血種 一五、五、二 山根 真弓 玉姫 重半血種 同 山上村 青戸 譲治
三三七 春龍 同 同	二二、一〇、一八 豪福 しげ 同 二三、九、二六 青緑 本四六八 同 東伯郡 山櫻 まなが 予八六二一 一級 同 赤崎町 鳥取縣種畜場
	しもむら同 七〇九五二 二級 同 石見村 後藤 義治
	七〇六四 同 同 同

一四七 第四三キン グベツシジン ラルデイ ン	一九、一、二八 ホルスター イン種	一九、一、二八 ニューラル デイ ン	一九、一、二八 グベツシジン ラルデイ ン
一四八 第九比数	同	同	同
三三〇 第一三スプリ ングジエマ イーン	二二、五、七 ツツシージュ ラルデイ ンレーベ クサイド	二二、一〇、二三 マフエー ン	二二、一〇、二三 ラルデイ ンレーベ ク
昭二五鳥取	同	同	同
昭二五鳥取	同	同	同
昭二五鳥取	同	同	同
一〇七 米田 同	二二、八、九 黒毛和種 サーゴメオフ ルブロスベ クト	二二、二、二六 クラディンレ ーク	二二、二、二六 クサイド
一五一 ヘンドリツクア ドミラルダ ソルシード 友	二二、一、二五 ホルスター イン種	二二、一〇、二〇 クラディンレ ーク	二二、一、二五 サーゴメオフ ルブロスベ クト

一五二 ジエラルデイ 同 二三、五、一九
ンサーガブアナ ジュウヲルデイン 同 同 同
カネーションガブアナー オブスカヂツトウエン

◇鳥取縣告示第四百三十四号 第八キングペツシ
西伯郡稻光川耕地整理組合第一区の換地処分変更々正については昭和二十五年八月二十三日認可した。
昭和二十五年八月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百三十五号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年八月二十五日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録(い)	昭和二十五年七月三十日	森本組	東伯郡小鴨村大字北野六〇四	森本 春藏
第一七四号	同 八月五日	一	氣高郡日置村大字山根五六ノ一	原 祐二
同	第一七六号	八月十七日	野倉組 東伯郡安田村大字八幡一、〇七八	野間田敏勝
第一七七号	同	椿組	鳥取市若櫻町一四	若荷 信長

00046

公 告

〃鳥取縣公報〃購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選舉管理委員会、縣公安委員會、教育委員會、農地委員會、勞働委員會等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回(火曜日、金曜日)のほか号外を發行しております。統いて御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に対しては申込みによつて發行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。

なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

00045